

平成23年度決算に係る財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

監査指摘	講じた措置
<p><b>1 福祉保健部所管団体</b></p> <p>鳥取県民生児童委員協議会補助金の間接補助金（指定民生児童委員協議会助成金）について、交付決定が遅延していた。</p> <p>（鳥取県民生児童委員協議会：長寿社会課）</p>	<p>鳥取県民生児童委員協議会（以下「県民児協」という。）事務局の担当者が、間接補助事業者からの申請書類を放置し事務処理を怠っていたこと、上司もこれに対する監督が不十分であったこと、また県の担当者も県民児協の間接補助金の執行状況について把握していなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、県民児協会長に対して、県の所管課から平成25年3月に再発防止について文書指導し、県民児協事務局ではこれを受けて年間スケジュールを作成し、担当者と上司がスケジュール等の情報を共有することにより事務の遅延を防ぐとともに、県においても県民児協の間接補助金の執行状況について確認することとした。</p>
<p><b>2 商工労働部所管団体</b></p> <p>取得した県債について、債権に係る証書を紛失していた。</p> <p>（公益財団法人鳥取県産業振興機構：産業振興総室（経済産業総室））</p>	<p>平成16年度末、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「産業振興機構」という。）が県債を引き受けた際に、県から債権に係る借用証書が発行されたが、平成17年8月、第1回目の利息請求の時点で、証書の原本が不明であることが判明したものであり、紛失の原因は不明である。</p> <p>産業振興機構では、県が保存していた原本の写しをコピーしたものを入手し、利息請求時にその写しを添付することにより、利息の支払を受けている。</p> <p>なお、当該債権は指名債権であり、紛失した証書を所持している第三者が権利を主張しても債権が所持人に移転することはない。</p> <p>産業振興機構では、再発防止のため、文書收受についての管理を徹底するため、文書取扱主任を各事業所1名ずつ指名するとともに、新たに文書受付簿を整備し、金銭の授受に関する文書で将来の年度に渡って効力を有するものについては、金</p>

監査指摘	講じた措置
	庫で保管することとし、重要な文書の記録保存を徹底することとした。
<p><b>3 教育委員会所管団体</b></p> <p>施設の利用券等について、受払簿の未整備、記載漏れ等の状況が散見された。</p> <p>(公益財団法人鳥取県体育協会：公園自然課(緑豊かな自然課)、スポーツ健康教育課(文化観光スポーツ局スポーツ課))</p> <p>参考</p> <p>(1) 利用券等に係る受払簿の管理について</p> <p>ア 利用券等の受払簿を整備していなかった。(米子産業体育館)</p> <p>イ 利用券等の受払簿に受払を記載していないものがあった。(武道館、布勢総合運動公園)</p> <p>(2) 利用券等の管理について</p> <p>ア 利用券等の使用前に通し番号を記載していないものがあった。(武道館)</p> <p>イ 施設保管する利用券等の半券に金額を記載していないものがあった。(武道館)</p>	<p><b>布勢総合運動公園について</b></p> <p><b>(1) イ 利用券等綴りの受払簿の管理</b></p> <p>利用券等の受払簿の払欄に記載していないものがあったが、当日使用された利用券等と出納日報とを照合することにより、利用券等の収入が適正に行われていることを確認した。</p> <p>新たに利用券等綴り(注)を払い出す際には、利用券等綴りの受払簿に記載のうえ監督職員の承認を受けるという事務手続について、異動等による担当者間での引継ぎが徹底されていなかったこと、監督職員による受払簿の管理が不足していたこと、ローテーション勤務により監督職員が不在の際の代理者が明確に定められていなかったこと、また県も利用券等綴りの受払まで確認しなければならないという認識がなかったことが原因である。</p> <p>公益財団法人鳥取県体育協会(以下「体育協会」という。)では、再発防止のため、職員の異動及び採用時等に、利用券等の取扱いについて指導を徹底するとともに、受払簿の表紙に手続に関する注意喚起文を記載した。また、利用券等綴り及び利用券等を鍵の掛かる保管庫に保管し、鍵を監督職員が管理することにより、承認を受けてから払い出すこととした。</p> <p>さらに、県の所管課において、年に複数回、現地における指導検査を行い、記載漏れ等の再発防止を徹底することとした。</p> <p>(注) 利用券等綴りとは、利用券等が例えば100枚単位で綴られているものをいう。</p> <p><b>米子産業体育館について</b></p> <p><b>(1) ア 利用券等綴りの受払簿の整備</b></p> <p>直ちに、利用券等綴りの受払簿の整備を行い、新たに利用券等綴りを払い出す際には受払簿により館長及び次長がチェックするとともに、保管していた利用半券と1日ごとの受付表、フィット</p>

監査指摘	講じた措置
	<p>ネスルーム利用状況及び教室参加料内訳書と照合し、利用券等が適正に使用されていることを確認した。</p> <p>体育協会及び県において、利用券等綴りの受払簿の整備についての認識が欠けていたこと、また県も書面による定期検査にとどまり確認していなかったことが原因である。</p> <p>体育協会では、再発防止のため、職員会議で利用券等綴りの受払方法を徹底するとともに、受払簿の表に手続に関する注意喚起文を記載した。</p> <p>なお、勤務体制について、特に午後5時以降が手薄であったため、平成25年1月から、この時間帯の人員配置を増員（2名→3名）した。</p> <p>さらに、県の所管課において、年に複数回、現地における指導検査を行い、出納事務の徹底を図ることとした。</p> <p><b>武道館について</b></p> <p><b>（１）イ 利用券等綴りの受払簿の管理</b></p> <p>利用券等の受払簿に受払を記載していないものがあつたが、保管していた利用半券と日計表を照合し、利用券が適正に使用されていることを確認した。</p> <p>新たな利用券等綴りを払い出す際には利用券等綴りの受払簿に記載し、館長（不在時次長）の承認を受けるという事務手順が全職員に徹底されていなかったこと、また、県も書面による定期検査にとどまり受払簿を確認していなかったことが原因である。</p> <p>体育協会では、再発防止のため、利用券等綴りを鍵の掛かる保管庫に保管し、鍵を次長が管理するとともに、当該保管庫に取扱手順を貼り付け、勝手に承認を受けずに払い出しすることができないようにした。また、職員の異動及び採用時等に、取扱方法の指導を徹底し、受払簿の管理を日々の業務とし、不備のないよう取り組むこととした。</p> <p>さらに、県の所管課において、年に複数回、現地における指導検査を行い、出納事務の徹底を図</p>

監査指摘	講じた措置
	<p>ることとした。</p> <p><b>(2) ア 利用券等の通し番号の管理</b></p> <p>シャワー利用券は1種類であり、発券枚数に単価を乗じた金額と収入金額とを照合し、適正に使用されていることを確認した。</p> <p>利用券の通し番号をナンバリングで打ち込んでいたため、当座に必要な分しか打ち込んでいなかったこと、また県も書面による定期検査のため確認していなかったことが原因である。</p> <p>体育協会では、再発防止のため、平成24年11月から連番を印刷した利用券に変更した。</p> <p><b>(2) イ 利用券等の半券の管理</b></p> <p>利用券(定期券)は1種類であり、発券枚数に単価を乗じた金額と収入金額とを照合し、適正に使用されていることを確認した。</p> <p>金額を手書きで記入する定期券を使用しており、単価が決まっているため、購入者へ渡す方のみに記載し、控えの半券への記載を省略していたこと、また県も書面による定期検査のため確認していなかったことが原因である。</p> <p>体育協会では、再発防止のため、平成24年11月からあらかじめ金額を印刷した定期券及び半券に変更した。</p> <p>さらに、県の所管課において、年に複数回、現地における指導検査を行い、出納事務の徹底を図る。</p> <p>以上の利用券等を含む指定管理施設の入場券等については、指定管理者制度を所管する業務効率推進課から各施設所管課に対して、平成24年10月に文書により依頼し、平成24年10月から同年12月までにかけて施設所管課において緊急実施検査を行い、管理方法、受払簿等帳簿類の整備等について改善指導を行った。また、今後指定管理者から毎月報告される業務報告書に利用券等に関する点検結果について報告を受けることとした。</p>

## 2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p><b>1 企画部（地域振興部）</b></p> <p><b>智頭急行株式会社の安定的運営のための将来的な経営見通しの明確化について</b></p> <p>（交通政策課）</p> <p>智頭急行株式会社(以下「智頭急行」という。)は、山陰地方と山陽・京阪神を結ぶ地域間交通として、また、沿線地域住民の生活交通としての役割を担っている。</p> <p>近年は黒字経営が続いているものの、運行開始から17年が経過していることから、今後は車両の更新並びに鉄道施設の大規模修繕及び更新が見込まれており、また、平成24年度中には鳥取自動車道が全線開通することから、これに伴い利用者の減少が懸念されているところである。</p> <p>智頭急行では、平成19年度に姫路鳥取線開通以降の利用促進、普通列車の利用促進、車両及び鉄道施設の更新等に係る経営計画が策定されている。</p> <p>しかし、その後、5年が経過しており、その間の情勢変化を踏まえた経営計画の検証、見直し等は行われていない状況であり、近年の利用者の減少への対策を講ずるとともに、近い将来おとずれる基盤設備の改修等への対応を明確にする必要があると考える。</p> <p><b>については、県は、智頭急行が公共交通機関として安定的運営が行えるよう、地域資源の一層の活用による利用者の増加対策を講ずるとともに、現在の経営計画の検証及び見直しを行い、将来的な経営の見通しを明らかにするよう図られたい。</b></p>	<p>平成25年3月の鳥取自動車道の全線開通を来県観光客数全体の底上げを行う良い機会と捉え、智頭急行は、県、地元市町、関係団体等の協力も得ながら、次のとおり、観光イベント・PR等を実施し、列車利用者の増加を図った。</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○智頭線沿線を歩くウォーキングイベントの開催による増結・臨時列車の運行</li> <li>○おもちゃ列車と名付けたおもちゃ満載の臨時貸切列車の運行</li> <li>○駅祭りの開催(平成23年秋智頭駅 平成24年秋佐用駅 平成25年秋宮本武蔵駅)</li> <li>○松葉ガニの時期におけるJR企画商品との連携や、列車利用者への鳥取県産の海産物が当たる企画の実施</li> <li>○七夕・風鈴・杉玉・クリスマスなど、季節に合わせて装飾した普通列車の運行</li> </ul> <p>&lt;新規&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○恋山形駅リニューアル事業として、イベントの開催、地元特産の杉を利用した絵馬の作成・販売</li> <li>○食品会社と連携したバレンタイントレインの運行</li> </ul> <p>平成26年においても、これらの取組を継続するほか、智頭急行開業20周年イベントの開催や、三朝開湯850年など鳥取県及びJRが開催するPRイベントへの参加回数を増やすとともに、「ピンクの駅(恋山形駅)」など話題となるような仕掛けにも取り組み、マスコミやインターネットを通じて、智頭急行の名前をPRすることにより、一度乗ってみたい鉄道など魅力ある公共交通機関を目指していく。</p> <p>また、智頭急行が、公共交通機関として、また株式会社として、安定的な運営を行うためには、</p>

監査意見	講じた措置
	<p>経営計画の策定は不可欠であるため、早急に現有計画（平成19年度から平成25年度までの計画）を検証して、平成26年度からの新たな経営計画を策定するよう県からの働きかけを行い、智頭急行では、現有計画にはなかったトンネル・橋りょう等の土木施設の経年劣化による大規模修繕、大規模な設備更新等については緊急度の高いものから順次計画的に、維持管理としての修繕工事等については事業の平準化を考慮しながら、平成26年度早期に新たな経営計画（平成26年度から10年間程度）の計画）を策定予定である。</p>
<p><b>2 福祉保健部</b>  <b>生活福祉資金貸付制度の運用の明確化について</b>  （福祉保健課）</p> <p>生活福祉資金貸付制度は、国の制度として、低所得者等の生活困窮者に対して生活支援費等の資金を貸し付けることを目的に運用されている。</p> <p>本資金は、平成21年度の制度改正により貸付基準が緩和され、その後、貸付金額が大幅に増加している一方で、未償還額も増加し、平成23年度の償還計画額に対する償還率は約18パーセントとなっており、年度末の滞納額は2億5千万円弱となっている。</p> <p>本制度を運用している鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、もともと生活困窮者を対象とした貸付金制度であることから貸付金の回収が見込みにくい上、また返還を迫ることも困難であり、国の示した償還免除基準はその具体的な適用基準が不明瞭なことから償還及び免除の対応に苦慮しているところである。</p> <p>ついては、県は、この制度が真に生活困窮者を救済できる制度として適切に運用できるよう、貸付けに当たり慎重を期するとともに、規程の整備等により償還免除基準等の運用の明確化を図るよう県社協を指導されたい。</p>	<p>貸付けに当たっては、県社協に設置した貸付審査等運営委員会（月1回開催、県職員1名を含む10名で構成）において、貸付理由、希望金額、保証人の有無、返済計画等の申請内容を詳細に検討しており、生活困窮者等である申請者が必要な相談支援を受けながら、安定した生活を送れることを目標とした貸付けとなるよう努めている。</p> <p>また、償還免除基準については、県としても、償還免除基準の明確化を図るため、平成25年1月に国へ要望書を提出するとともに、同年3月に全国社会福祉協議会が発行した「都道府県社会福祉協議会総合支援資金債権管理業務の手引き（第1版）」や他の都道府県社協が作成している要綱等の情報収集を行い、これらを参考に、運用の明確化を図るよう県社協に指導助言を行った。</p> <p>これを受けて、県社協では償還免除該当要件及びルール等具体的な運用について平成25年度末に作成し、「平成26年度生活福祉資金運営の大綱」に盛り込み、運用の明確化を図った。</p>
<p><b>3 生活環境部</b>  <b>崎津住宅団地の資産の会計処理について</b></p>	

監査意見	講じた措置
<p>(住宅政策課(住まいまちづくり課))</p> <p>鳥取県住宅供給公社(以下「住宅公社」という。)が保有する崎津住宅団地(9.1ヘクタール)は、平成11年3月に鳥取県の要請で住宅用地として、全額県からの借入金により購入したものであるが、その後の情勢変化により住宅団地としての売却には到っていない。</p> <p>本件土地については、平成21年度の決算に係る監査において、この土地に関して時価評価を原則とする会計処理の適正化を図るよう意見しているが、いまだに改善の措置が講じられていないところである。</p> <p>こうした中、平成24年9月に太陽光発電施設用地として企業に貸付けを行うための土地賃貸借契約を締結したところであるが、この場合においても地方住宅供給公社会計基準に基づいた適正な評価額で資産を計上することが必要である。</p> <p><b>ついては、県は、崎津住宅団地が賃貸用事業財産として運用される状況を踏まえ、資産の評価を見直す等、県の必要な対応も含め住宅公社の会計処理が適正に行われるようにされたい。</b></p>	<p>住宅公社は、全国住宅供給公社等連合会地方住宅供給公社会計基準委員会(以下「会計基準委員会」という。)が平成17年に制定した「地方住宅供給公社会計基準」及び「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」(以下「減損会計処理基準」という。)に基づき、会計処理を行っている。</p> <p>崎津住宅団地の土地については、平成24年9月に太陽光発電施設として企業と土地賃貸借契約(平成45年度まで)を締結したことに伴い、平成24年度決算において、従来の会計区分である「流動資産中の分譲資産建設工事(宅地未完成)」から「固定資産その他の事業資産」に科目を変更した。</p> <p>この崎津住宅団地については、会計基準委員会からの次の回答を踏まえ、現段階では、減損処理の対象資産ではないと判断している。</p> <p>① 現在、当該宅地の投資額は、県の無利子、元金据置き借入金であり、事実上、全面的に県からの支援で保有する資産であることから、減損会計処理基準第3ただし書(2)に該当し、減損処理の対象資産から除くことができること。</p> <p>② 賃貸が継続する間は、安定した賃貸収入が見込まれ、事業キャッシュ・フローにおいてマイナスが生じていないことから、減損処理の対象資産と仮定した場合であっても「減損の兆候」の事象が見受けられないこと。</p> <p>なお、今後、賃貸期間の終了が近づき、宅地の販売が具体的になった際には、当該時点における資産の時価の状況等を踏まえて、会計処理を行うこととしたい。</p>
<p><b>4 教育委員会</b></p> <p><b>(1) 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの熱源の検討について</b></p> <p>(スポーツ健康教育課(文化観光スポーツ局スポーツ課))</p> <p>近年、環境面から二酸化炭素の排出量の抑制が求められており、県の公の施設においても、</p>	<p>平成21年度にボイラー設備を更新したばかり(法定耐用年数15年)であるので、直ちに改修</p>

監査意見	講じた措置
<p>これに対応した熱源の選択が重要な課題となっているところである。</p> <p>県が公益財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体を指定管理者として管理の委託を行っている鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール（以下「産業体育館等」という。）では、市街地に立地するため開館当時から重油に比べ、環境への影響の少ない灯油を熱源として使用してきたが、近年、二酸化炭素の排出量が少ない熱源として天然ガスが注目されている。</p> <p>仮に天然ガスを採用すれば、二酸化炭素の排出量が約 25 パーセント削減されると見込まれる。</p> <p><b>ついては、県は、天然ガスの価格動向及び改修費用も見据えながら、二酸化炭素の排出量の削減の観点から、産業体育館等の熱源として天然ガスの導入を総合的に検討されたい。</b></p>	<p>することは難しいが、次の設備更新の際に天然ガスの価格動向や改修費用等に基づく費用対効果を考えながら、天然ガスの導入の検討を進めていきたい。</p>
<p><b>（２） 鳥取県営ライフル射撃場の管理運営等のあり方について</b></p> <p>（スポーツ健康教育課（文化観光スポーツ局スポーツ課））</p> <p>鳥取県営ライフル射撃場（以下「ライフル射撃場」という。）は、ライフル競技を県内に普及させ、発展させるとともに選手の指導及び育成を行う拠点施設として位置付けられている。</p> <p>しかし、通常は無人で事前に予約の申込みをしないと開館されないなど利用者にとっては不便な状況にあることなどから一般利用が極めて少なく、利用者のほとんどがライフル射撃協会の会員となっており、利用者数は、年間延べ 400 人程度の状況が続いている。</p> <p>この状況は、ライフル射撃場が担っているライフル競技を県内に普及させ、発展させるという目的を十分に果たしているとは言い難いと考ええる。</p> <p><b>ついては、県は、公の施設であるライフル射撃場の本来の設置目的を踏まえ、土曜日及び日曜日に職員を配置するなど利用しやすい環境を</b></p>	<p>平成 24 年秋に布勢総合運動公園で開催された「緑の感謝祭」や平成 25 年秋に新たに開催された「みんなでスポーツを！とっとり体験会」で希望者に対しビームライフル体験教室を無料で実施し、併せてライフル射撃の P R チラシを配布している。</p> <p>次期指定管理期間(平成 26 年度～平成 30 年度)から、鳥取県営ライフル射撃場において土曜日及び日曜日に職員を配置し、また、ライフル射撃場の P R チラシを作成して、利用しやすい体制を整備するとともに、各種イベントで引き続きビームライフル体験会を実施したり、中学校及び高等学校等へ競技の紹介を行い、学校側の理解を得る等により、ライフル競技の普及の取組を図ることとしたい。</p>



監査意見	講じた措置
整えて適切に管理運営を行うとともに、施設の周知を図り、競技人口の増加及びライフル競技の普及の取組をさらに進めるよう努められたい。	